

学校事務の共同実施要綱

宇部市教育委員会

1 目的

- (1) 学校事務の課題について事務職員や教職員の意見・提案を受け、拠点校を中心に各地区ブロックで協議・検討を行い、市内小・中学校における事務処理の統一化を図る。
- (2) 今後学校における裁量権限の拡大等に伴い、学校が自ら責任をもって判断し対応することが必要となる事務、業務の増加が予測されることから、学校事務の効率化・集中化を図るとともに、教員が教育に専念できるような環境を整備するため、学校における事務処理を充実させるための体制づくりを行う。
- (3) 学校が主体的に教育活動を行い、保護者や地域住民に対して説明責任を果たしていくため、自主的な学校運営が行えるよう学校事務の分野において支援を行う。
- (4) 宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び各学校との連携を深め、地域全体の学校事務を組織的・効率的に行うことにより、より正確で質の高い事務の提供を行う。
- (5) 事務職員が学校経営に積極的に参加することにより、学校の活性化につなげる。

2 組織及び運営体制（別紙組織図参照）

(1) 組織

- ① 宇部市小・中学校事務共同実施協議会（以下「協議会」という。）
 - 協議会の役割
学校事務の共同実施を推進することにより、学校運営の円滑化を図り、学校教育の支援を行う。
- ② 宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会（以下「運営協議会」という。）
 - 運営協議会の役割
設置要綱による。（別紙宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会設置要綱参照）
- ③ 宇部市小・中学校事務共同実施会（以下「共同実施会」という。）
 - 共同実施会の役割
設置要綱による。（別紙宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱参照）

(2) 運営体制

- ① 宇部市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）に所属する校長及び事務職員で構成する。
- ② 拠点校
 - 教育委員会は、共同実施の中心となる拠点校を1校指定する。
 - 拠点校には共同実施に専念する運営責任者を置く。
- ③ ブロック代表校
 - 教育委員会は、各地区ブロックにブロック代表校を1校指定する。

3 拠点校

- (1) 拠点校は次に掲げる者で構成する。
 - ① 拠点校の校長
 - ② 拠点校の事務職員（専任2名）
- (2) 拠点校に総括者を置く。
 - ① 総括者は拠点校の校長を充てる。
 - ② 総括者は地区ブロックを代表し、その円滑な運営を図る。
- (3) 総括者は必要に応じて地区ブロックを招集し、その主宰のもとに必要な事項について協議する。
 - ① 共同実施会の運営に関する事項
 - ② 共同実施会の実施計画に関する事項
 - ③ その他共同実施会に関する事項
- (4) 拠点校に運営責任者を置く。
 - ① 運営責任者は拠点校の事務職員を充てる。
 - ② 運営責任者は共同実施に専念し、総括者を補佐する。また、その円滑な運営に努めるため、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 県・市教育委員会等との連携
- イ 組織内連携校の調整
- ウ 他市町拠点校との連携
- エ 共同実施の運営と進行管理
- オ 協議会等関係会議の企画と運営
- カ 事務職員研修の企画と運営
- キ 事務職員未配置校・大規模校等への支援
- ク 共同実施業務に係る旅費の調整
- ケ 公費（旅費等）に係る調整
- コ 関係組織（県事研、市事務研等）の調整

4 業務

共同実施に関する業務内容は概ね次のものを基本とする。ただし、実態に応じた弾力的な扱いも可とする。

- (1) 公費に係る効率的な執行と適正化
- (2) 学校徴収金等の効率的な執行と適正化
- (3) 教員の負担軽減につながる支援
- (4) 事務職員未配置校等の支援による学校間格差の解消
- (5) 学校事務職員の資質向上等を図る研修の開催
- (6) 学校運営に係る支援
- (7) その他

5 服務

- (1) 業務に伴う旅行命令は、県費旅費予算の範囲内で本務校校長が行う。
- (2) 共同実施の職務遂行において知り得たグループ内等の個人情報の取扱いについて、細心の注意を払うと同時に、地方公務員法第34条に規定する守秘義務について厳守する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。